

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社博禹観光 (法人番号：9030001109589) 代表者 王 偉
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区西水元3-3-19 (本社営業所) 東京都葛飾区西水元3-3-19
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月7日及び令和7年6月18日、重大事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社オフィス・サン (法人番号：7010901016855) 代表者 中島 政嗣
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区下馬1-39-8 (本社営業所) 東京都世田谷区下馬1-39-8-201
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和7年8月15日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2) 勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5) 報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社中島梱包運輸 (法人番号: 2050002012771) 代表者 中島 勉
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県稲敷郡阿見町上長274-5 (茨城営業所) 茨城県稲敷郡阿見町上長166-22
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 90日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月17日、令和7年7月28日及び令和7年8月14日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。 (1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の変更認可違反(運送法第15条第1項)、(3) 事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(4) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社5-CREWS (法人番号: 6011601012476) 代表者 島津 英雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都練馬区関町南4-26-8-107 (練馬営業所) 東京都練馬区関町南4-26-8-107
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年10月27日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社パグナス (法人番号: 8010902024253) 代表者 横田 仁
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区宮坂3-12-1オーパスⅡビル2F (本店営業所) 東京都世田谷区宮坂3-12-1オーパスⅡビル2F
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年11月17日及び令和7年11月28日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ドリーム観光バス (法人番号: 8080102012481) 代表者 高遠 昇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 静岡県駿東郡清水町長沢78-1 (神奈川営業所) 神奈川県足柄上郡山北町山北根下河原455-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年10月30日及び令和7年11月19日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社忍野タクシー（法人番号：5090001009614） 代表者 渡邊 大作
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南都留郡忍野村忍草378 (観光部営業所) 山梨県南都留郡忍野村忍草381-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和7年11月28日及び令和7年12月19日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)